

特別養護老人ホーム緑風苑

指定介護老人福祉施設運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慈誠会が開設する特別養護老人ホーム緑風苑指定介護老人福祉施設(以下「緑風苑施設」と言う。)が行う指定介護老人福祉施設の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、緑風苑施設の医師、生活相談員、介護職員、介護支援専門員、看護職員、栄養士及び機能訓練指導員等が要介護状態にある高齢者(以下「要介護者等」と言う。)に対し、適正な指定介護福祉施設サービスを提供する事を目的とする

(運営の方針)

第2条 緑風苑施設は施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにする事を目指すものとする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 緑風苑施設に勤務する従業者の職種及び員数は次のとおりとし、第1号に掲げる管理者は、従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、他の従業者と協議の上利用者の施設サービス計画を作成する。また、第2号から第9号に掲げる従業者は、施設サービスの提供を行い、第10号に掲げる従業者は必要な事務を行う。

1	管理者	1 名
2	医 師	1 名
3	生活相談員	1 名以上
4	看護職員 正・准看護師	3 名以上
5	介護職員	16名以上
6	管理栄養士 栄養士	1 名以上
7	機能訓練指導員	1 名以上
8	介護支援専門員	1 名以上
9	調理員	委託
10	事務職員	1 名以上

(指定介護福祉施設の利用定員)

第4条 緑風苑施設の指定介護老人福祉施設の利用定員は、54名とする。

(指定介護福祉サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 緑風苑施設が行う指定介護福祉サービスの内容は次のとおりとする。

- 1 施設サービス計画の作成
- 2 入浴、排泄、食事等の介護
- 3 機能訓練
- 4 健康管理
- 5 居室及び食事の提供

6 相談及び援助

2 指定介護福祉施設の利用料の額は、厚生労働省の定める告示上の額とし、当該指定介護福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときはその1割の額とする。

3 その他の費用の額は次のとおりとする

1 居住費（居室利用料・日額）多床室

被保険第1段階	0円
被保険第2段階	430円
被保険第3段階①	430円
被保険第3段階②	530円
被保険第4段階	915円

2 食費（食材料費及び調理費の合計・日額）

被保険第1段階	300円
被保険第2段階	390円
被保険第3段階①	680円
被保険第3段階②	1,420円
被保険第4段階	1,700円

☆第1段階から第3段階までの利用者に関しては補足給付が支給されています。

3 理美容代

1回当たり（カットのみ） 要した費用の実費

4 貴重品管理料・通信連絡費（日額） 100円

5 特別な食事代（酒含む）

希望に基づき特別の食事を提供した場合 要した費用の実費

6 レクリエーション、クラブ参加の利用料

希望に基づき参加した場合 材料費の実費

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

第6条 緑風苑施設は、利用者が指定介護福祉施設の提供を受ける際には、次の事項に留意するよう、利用者またはその家族に対して説明するものとする。

1 施設内での喫煙は固く禁じます。喫煙する場合には職員に申し出て指定された場所で喫煙すること。

2 家庭上、経済上または苑内生活上等のことで相談されたい方は生活相談員に申し出ること。

3 外出、外泊する場合は、事前に生活相談員に申し出ること。

4 消灯は午後9時です。他の方に迷惑にもなるので必ず守ること。

(緊急時における対応方法)

第7条 緑風苑施設の従業者は、指定介護福祉サービスの実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医または別に定める協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第8条 緑風苑施設は、非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して、毎年定期的に避難及び救出訓練を実施する。

(苦情処理)

第 9 条 緑風苑施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、苦情を受ける為の苦情受付窓口を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

第 10 条 緑風苑施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- 2 継続研修 年 2 回以上
- 2 緑風苑施設内は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じる。
- 3 緑風苑施設は、感染症が発生し、または蔓延しないよう必要な措置を講じる。
- 4 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人慈誠会と緑風苑施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体拘束)

第 11 条 事業者及びサービス従事者は、契約者の身体拘束は行わない。ただし、契約者の心身の状況等により当該契約者又は他の利用者の生命及び身体を保護する為、緊急やむを得ない場合、契約者、又は、その家族の同意のもとで身体拘束その他の行為の行動の制限を行うことがあります。

(業務継続計画の策定等)

第 12 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 施設は、虐待の発生またはその発生を防止する多面次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 施設における虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 3 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。

この規程は、平成２０年１０月１日から施行する。

この規定は、平成２１年４月１日から施行する。

この規定は、平成２３年４月１日から施行する。

この規定は、平成２４年６月１日から施行する。

この規定は、平成２７年４月１日から施行する。

この規定は、平成３０年７月１日から施行する。

この規定は、令和６年８月１日から施行する。

この規定は、令和８年８月１日から施行する。